

## 新型コロナウイルス感染症患者等に対する遠隔医療設備整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の疑い患者等で自宅で情報通信機器を用いた診療(以下「自宅診療」という。)を希望する者又は入院が必要な状態ではないと医師が判断し、自宅待機、宿泊療養等(以下「宿泊療養等」という。)を行う患者に対し、情報通信技術を応用したオンライン医療相談・診療等(以下「遠隔医療」という。)を推進するため、予算の定めるところにより、第2条に定める要件に該当する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱(令和2年9月25日付け医政発0925第8号・健発0925第4号・薬生発0925第6号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。)、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱(令和2年9月25日付け厚生労働省発医政0925第9号・厚生労働省発健0925第3号・厚生労働省発薬生0925第90号厚生労働事務次官通知。)及び鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業者)

第2条 県内に所在する病院又は診療所(歯科診療所は除く。)を開設する者であって、新型コロナウイルス感染症の疑い患者等で自宅診療を希望する者又は宿泊療養等を行う患者に対し、情報通信技術を応用した遠隔医療を実施する者(原則として帰国者・接触者外来を設置している医療機関、診療・検査医療機関、入院協力医療機関)で知事が適当と認める者。

### (補助対象経費、補助率及び交付限度額)

第3条 補助金の交付の対象経費(以下「補助対象経費」という。)、これに対する補助率及び交付限度額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	交付限度額
遠隔医療の実施に必要な専用の情報通信機器(パソコン、タブレット端末、液晶ディスプレイ、ビデオ会議システム機器、カメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等)の整備費用(ソフトウェアの導入経費、リース料、通信費等の経常的な経費は補助対象外)	10/10	250千円※

※ 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 経費所要額調(別記第11号様式)
- (2) 事業計画書(別記第12号様式)
- (3) 歳入歳出予算書の抄本(別記第13号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事の指定する日とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、本事業により情報通信機器を整備した医療機関の名称、連絡先、実施する遠隔医療の内容等の必要事項を関係機関へ周知することについて同意するものとする。
- (2) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - ア 補助事業に要する経費の配分で、20%を超える増減
  - イ 補助事業の内容の著しい変更
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕込控除税額が確定した場合には、別記第17号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該仕込控除税額の全額又は一部を県に納付させることがある。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金額の変更（ただし、補助金額の20%以内の減額を除く。）
- (2) 補助事業に要する経費の配分で、20%を超える増減

(3) 補助事業の内容の著しい変更

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第3号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

(1) 変更経費所要額調（別記第11号様式）

(2) 事業変更計画書（別記第12号様式）

(3) 歳入歳出予算書の抄本（別記第13号様式）

(4) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第4号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して14日を経過した日までとする。

（状況報告等）

第9条 規則第11条の規定による状況報告等は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（別記第6号様式）による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと認めるときは、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して、その指示を求めなければならない。

（実績報告）

第10条 規則第13条の規定による補助事業等実績報告書は、別記第7号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 経費所要額精算書（別記第14号様式）

(2) 事業実績報告書（別記第15号様式）

(3) 歳入歳出決算書（見込）の抄本（別記第16号様式）

(4) 契約書の写し

(5) 納品書の写し

(6) 補助対象事業の概要を示す写真

(7) その他参考となるべき資料

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了後20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第9号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払いにより交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第10号様式のとおりとする。

(遠隔医療に関する留意事項)

第13条 この補助事業を活用し、遠隔医療を実施するに当たっては、厚生労働省作成の最新の「オンライン診療の適切な実施に関する指針」及び関連通知の内容を遵守すること。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。